

4 根拠法令抜粋

1 介護保険関係

(1) 指定を受ける際に届け出る項目

※サービス種類ごとに根拠条文は異なるが項目内容は変わらないため訪問介護と居宅介護支援のみ抜粋

介護保険法施行規則抜粋

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第百十四条 [法第七十条第一項](#)の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 五の二 利用者の推定数
- 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十二 [法第七十条第二項](#) 各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）（[法第七十条の二第四項](#) において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

（指定居宅介護支援事業者に係る指定の申請等）

第百三十二条 [法第七十九条第一項](#) の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項

十四 [法第七十九条第二項](#) 各号 ([法第七十九条の二第四項](#) において準用する場合を含む。) に該当しないことを誓約する書面 (以下この節において「誓約書」という。)

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十七 その他指定に関し必要と認める事項

※都道府県知事等の読み替えの根拠 介護保険法抜粋

(大都市等の特例)

第二百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、[地方自治法第二百五十二条の十九第一項](#) の指定都市 (以下この条において「指定都市」という。) 及び[同法第二百五十二条の二十二第一項](#) の中核市 (以下この条において「中核市」という。) においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市 (以下「指定都市等」という。) が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(2) 国保連に情報提供する根拠及び項目

千葉県介護保険法施行規則抜粋

(情報の提供)

第 45 条 市長は、[第 37 条](#) から [前条](#) までの規定による指定若しくは許可、指定若しくは許可の更新又は届出若しくは申出の受理 (以下 [この項](#) において「指定等」という。) をした

ときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 事業所又は施設の指定又は許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日又は許可年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員等の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(平成 18 規則 28・追加、平成 21 規則 36・平成 24 規則 10・一部改正)

(3) 介護支援専門員の名義貸しの禁止

介護保険法抜粋

(名義貸しの禁止等)

第六十九条の三十五 介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。